

# 常勤役員給与規則

(総則)

第1条 常勤役員（以下「役員」という。）の給与は、報酬、役員手当、賞与手当及び退職給与金とし、本規則の定めるところによりこれを支給する。

(報酬)

第2条 報酬は、理事会の決議により理事長が定める。

(役員手当)

第3条 役員手当は、給与規程（以下「規程」という。）第6条の規定による管理職手当に相当する手当とし、理事会の決議により理事長が定める。

(賞与手当)

第4条 賞与手当は、規程第18条の規定を準用する。

(退職給与金)

第5条 退職給与金に係る事項は、役員退職金支給規程による。

(支給日、支給方法)

第6条 給与の支給日及び支給方法は、規程第3条、第4条、第5条及び第19条の規定を準用する。

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1. この規則は、昭和54年6月1日より施行する。

附 則

1. この規則は、平成元年4月1日より施行する。

附 則

1. この規則は、平成2年4月1日より施行する。

附 則

1. この規則は、平成15年4月1日より施行する。  
2. この規則施行の日の前日において、現に在任する常勤役員については、なお従前の例による。

附 則

1. この規則は、平成29年3月17日より施行し、平成28年4月1日より適用する。